

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月15日

【会社名】 ソシエテ ジェネラル
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 会長兼最高経営責任者
(Chairman and Chief Executive Officer)
フレデリック・ウデア
(Frederic OUDEA)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市9区 ブルバール オスマン 29
(29, boulevard Haussmann 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1187

【届出の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした売出金額】 100,000,000米ドル（円貨換算額11,768,000,000円）（予定）
（上記の円貨換算額は1米ドル＝117.68円の換算率（2014年12月11日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行により発表された米ドル／円の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値）による。）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項なし。

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ソシエテ ジェネラル 2031年 1月30日満期 分割償還条項 付 米ドル/円為替連動社債 (愛称: 分割償還型米ドル ジャンプ債) (以下「本社債」という。)	100,000,000米ドル (予定)(注1)	100,000,000米ドル (予定)(注1)	ソシエテ ジェネラル証券会 社 東京支店 東京都港区赤坂一丁目12番32 号アーク森ビル (以下「売出人」という。)

本社債は無記名式であり、各社債の金額（以下「額面金額」という。）は以下のとおりである。

期間	額面金額
2015年1月29日（同日を含む。）から2015年7月30日（同日を含まない。）まで	160,000米ドル
2015年7月30日（同日を含む。）から2016年1月30日（同日を含まない。）まで	155,000米ドル
2016年1月30日（同日を含む。）から2016年7月30日（同日を含まない。）まで	150,000米ドル
2016年7月30日（同日を含む。）から2017年1月30日（同日を含まない。）まで	145,000米ドル
2017年1月30日（同日を含む。）から2017年7月30日（同日を含まない。）まで	140,000米ドル
2017年7月30日（同日を含む。）から2018年1月30日（同日を含まない。）まで	135,000米ドル
2018年1月30日（同日を含む。）から2018年7月30日（同日を含まない。）まで	130,000米ドル
2018年7月30日（同日を含む。）から2019年1月30日（同日を含まない。）まで	125,000米ドル
2019年1月30日（同日を含む。）から2019年7月30日（同日を含まない。）まで	120,000米ドル
2019年7月30日（同日を含む。）から2020年1月30日（同日を含まない。）まで	115,000米ドル
2020年1月30日（同日を含む。）から2020年7月30日（同日を含まない。）まで	110,000米ドル
2020年7月30日（同日を含む。）から2021年1月30日（同日を含まない。）まで	105,000米ドル
2021年1月30日（同日を含む。）から2021年7月30日（同日を含まない。）まで	100,000米ドル
2021年7月30日（同日を含む。）から2022年1月30日（同日を含まない。）まで	95,000米ドル
2022年1月30日（同日を含む。）から2022年7月30日（同日を含まない。）まで	90,000米ドル
2022年7月30日（同日を含む。）から2023年1月30日（同日を含まない。）まで	85,000米ドル
2023年1月30日（同日を含む。）から2023年7月30日（同日を含まない。）まで	80,000米ドル
2023年7月30日（同日を含む。）から2024年1月30日（同日を含まない。）まで	75,000米ドル
2024年1月30日（同日を含む。）から2024年7月30日（同日を含まない。）まで	70,000米ドル
2024年7月30日（同日を含む。）から2025年1月30日（同日を含まない。）まで	65,000米ドル
2025年1月30日（同日を含む。）から2025年7月30日（同日を含まない。）まで	60,000米ドル
2025年7月30日（同日を含む。）から2026年1月30日（同日を含まない。）まで	55,000米ドル
2026年1月30日（同日を含む。）から2026年7月30日（同日を含まない。）まで	50,000米ドル

発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)からA2の長期発行体格付を、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス(以下「S&P」という。)からAの長期発行体格付を、またフィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)からAの長期発行体格付を各々取得している。これらの格付は、いずれも発行会社が発行する個別の社債に対する信用格付ではない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moodys.co.jp>))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	売出しの委託契約の内容
額面金額の100%	2015年1月23日から同年1月27日まで (注1)	額面 160,000米ドル以上 160,000米ドル単位	なし	売出人の東京支店ならびに売出取扱人の日本における本店および各支店(注2)	三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番5号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー (以下「売出取扱人」という。)	売出人は売出取扱人に本社債の売出しの取扱いを行うことを委託している。

本社債の受渡期日は2015年1月30日（日本時間）である。(注1)

(注1) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間をおおむね1週間程度の範囲内で繰り下げることがある。その場合、受渡期日もそれに伴って繰り下げられる。

(注2) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人または売出取扱人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人または売出取扱人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注3) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために（証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。）、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

3 【売社債のその他の主要な事項】

本書における定義

「参照為替」とは、

以下のとおり計算代理人により決定される分割償還日および満期日に係る参照為替評価日の米ドル/円の直物為替レート(1米ドルあたりの日本円の数値として表示される。)をいう。

参照為替評価日の午後3時(東京時間)に、ロイターズ・モニター・マネー・レート・サービスにおいて「JPNU」として指定されるページ(または同等のレートを表示するためのサービスにおいて当該ページの代替となりうるその他のページ)(以下「JPNUページ」という。)において「DLR」の欄に表示されるレートのビッド側をいう。

ただし、参照為替評価日にJPNUページにかかるレートが表示されず、参照為替評価日にJPNUページが利用できず、またはかかるレートが当該参照為替評価日における国際的な直物外国為替相場における実勢外国為替レートを反映していないと計算代理人が判断した場合、計算代理人は、計算代理人がその単独の裁量により選択した東京外国為替市場における主要な参照銀行5行の各本店に対し、当該参照為替評価日の午後3時ごろ(東京時間)における米ドル/円の直物為替レートの仲値を提供するよう求める。4つ以上の数値が提供された場合、参照為替は最大の数値(最大の数値が複数ある場合には、そのうちの1つ)および最小の数値(最小の数値が複数ある場合には、そのうちの1つ)を除外した数値の算術平均値とする。2つ以上の数値が提供された場合、参照為替は当該数値の算術平均値とする。2つ未満の数値しか提供されなかった場合、参照為替は、誠実に行為する計算代理人が、当該時点における市場の状況または計算代理人が入手できるその他の情報を勘案し、すべての事情に基づいて公正かつ合理的であると考えられる方法により決定する。

計算代理人は、請求により、発行会社に対し、計算代理人が参照為替を決定する基礎となった数値の証拠を提供する。

「参照為替評価日」とは、

各分割償還日または満期日の10営業日前の日をいう。

「分割償還日」とは、

満期日を除く各利払日をいう。

「償還為替」とは、

基準為替に為替スプレッドを加算して得られる数値をいう。

「判定為替」とは、

基準為替から20.00円を差し引いて得られる数値をいう。

- 「基準為替」とは、参照為替評価日を2015年1月27日と読み替えて算定される参照為替をいう。
- 「為替スプレッド」とは、(未定)円(10.00円から40.00円までを仮条件とする。)をいう。為替スプレッドは、当該仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、条件決定日に決定される予定である。当該仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。
- 「計算代理人」とは、ソシエテ ジェネラルをいう。計算代理人の計算および決定は、明白な誤謬がない限り、最終的なものであり、発行会社および本社債権者に対して拘束力を有する。

本社債についてのリスク要因

本社債への投資は、為替リスク、信用リスク等の一定のリスクを伴う。為替リスクおよび利率変動リスクを伴う取引ならびに通貨オプションおよび金利オプションに関する金融商品についての知識または経験を有する投資家のみが、本社債への投資に適している。本社債への投資を検討する投資家は、以下のリスク要因を理解し、自己の財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、必要に応じて本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討した後に投資判断を行うべきである。なお、以下に記載するリスク要因は、本社債への投資に関する主要なリスク要因を記載したものであり、すべてのリスク要因を網羅したものではない。

米ドル/円為替レートの変動により影響を受けるリスク

本社債の元利金は米ドルで支払われる。したがって、投資家は円換算した利息額が変動するリスク、償還額または途中売却価格が投資元本を割り込むリスクを承知する必要がある。

また、本社債の分割償還額は、米ドル/円為替レートの変動により影響を受ける。米ドル/円為替レートは、外国為替市場の需給関係によって決定される。この需給関係は、現在および将来の国際収支その他の経済・金融情勢、政治情勢、政府の市場介入、投機その他の要因によって影響を受ける。これらの要因が米ドル/円為替レートに影響を与え、本社債の価値を下げることもありうる。

金利

本社債の元利金は米ドルで支払われる。したがって、償還前の各本社債の価値は米ドルの金利の変動の影響を受ける。通常の場合のもとでは、本社債の米ドル建ての価値は、米ドルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。また、発行会社、売出人、売出取扱人およびそれらの関係会社は、本社債を買い取る義務を負わない。そのため、本社債の所持人(以下「本社債権者」という。)は、本社債を償還前に売却できない場合がありうる。また、本社債を売却できたとしても、本社債は非流動的であるため、満期日前の本社債の売買価格は、外国為替市場、金利市場、発行会社の財政状態、一般市場状況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

信用リスク

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、発行会社が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払いの一部または全部が行われない可能性がある。また、発行会社の財政状態、経営成績または信用状況の悪化が、満期日前における本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

さらに、本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受ける場合がある。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

本社債に影響を与える市場活動

発行会社、売出人、売出取扱人、計算代理人またはそれらの関連会社は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で、直物取引、先渡取引およびオプション取引を随時行うことがある。また、発行会社、売出人、売出取扱人、計算代理人またはそれらの関連会社は、直物取引、先渡取引およびオプション取引により外国為替市場における自己のポジションをヘッジし、また、市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本社債の条件決定時および参照為替評価日における米ドル/円為替レートに影響を与える可能性がある。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社が計算代理人を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。発行会社は、計算代理人としての職務を誠実に遂行する義務を負っている。

税金

日本の税務当局は、本社債についての日本の課税上の取扱いについて必ずしも明確にしていない。下記「本社債の要項の概要、(7) 租税上の取扱い、日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じて、本社債の会計・税務上の取扱い、本社債に投資することによるリスク、本社債に投資することが適当か否か等について各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

本社債の要項の概要

(1) 利息

(A) 利率および利払日

本社債には、上記「1 売出有価証券 - 売出社債（短期社債を除く。）」に記載の利率で、2015年1月30日（利息起算日）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について、当該時点における額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、本社債が期限前に償還または買入消却されない限り、2015年7月30日を初回として、毎年1月30日および7月30日（利払日）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（利息計算期間）について後払いされる。各利払日において各本社債につき支払われる利息額は以下のとおりである。

利払日	利息額
2015年7月30日	80.00米ドル
2016年1月30日	77.50米ドル
2016年7月30日	75.00米ドル

2017年 1月30日	72.50米ドル
2017年 7月30日	70.00米ドル
2018年 1月30日	67.50米ドル
2018年 7月30日	65.00米ドル
2019年 1月30日	62.50米ドル
2019年 7月30日	60.00米ドル
2020年 1月30日	57.50米ドル
2020年 7月30日	55.00米ドル
2021年 1月30日	52.50米ドル
2021年 7月30日	50.00米ドル
2022年 1月30日	47.50米ドル
2022年 7月30日	45.00米ドル
2023年 1月30日	42.50米ドル
2023年 7月30日	40.00米ドル
2024年 1月30日	37.50米ドル
2024年 7月30日	35.00米ドル
2025年 1月30日	32.50米ドル
2025年 7月30日	30.00米ドル
2026年 1月30日	27.50米ドル
2026年 7月30日	25.00米ドル
2027年 1月30日	22.50米ドル
2027年 7月30日	20.00米ドル
2028年 1月30日	17.50米ドル
2028年 7月30日	15.00米ドル
2029年 1月30日	12.50米ドル
2029年 7月30日	10.00米ドル
2030年 1月30日	7.50米ドル
2030年 7月30日	5.00米ドル
2031年 1月30日	2.50米ドル

利払日が営業日ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される。ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、その利払日の直前の営業日とする。かかる延期により支払われる利息額の調整は行われぬ。

(B) 利息の発生

各本社債について、その償還を行うべき日以降、利息は発生しない。ただし、元金の支払いが不適切に留保または拒絶された場合、利息は下記のいずれか早い方の日まで継続して発生する。

() 本社債に関して支払うべき金額の全額が支払われた日

() 本社債に関して支払うべき金額の全額を財務代理人が受領し、その旨の通知が下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対してなされた日の5日後の日

(2) 償還および買入れ

(A) 分割償還および満期における償還

本社債が期限前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により、各分割償還日および満期日に、計算代理人が決定する以下の金額(以下「分割償還額」という。)で償還される。

() 当該分割償還日または満期日に係る参照為替が、判定為替と同額であるか、またはそれを上回る金額であり、かつ償還為替と同額であるか、またはそれを下回る金額である場合、下記の算式に従って算出する金額(ただし、小数第3位を四捨五入する。)

$$\text{分割償還額} = 5,000\text{米ドル} \times \frac{\text{償還為替}}{\text{当該分割償還日または満期日に係る参照為替}}$$

() 上記()以外の場合、5,000米ドル

(B) 税制上の理由による期限前償還

発行会社は、以下の場合には、財務代理人および下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対して、30日以上45日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行うことにより、いずれかの利払日において本社債の全部(一部は不可。)を償還することができる。

() かかる通知を行う直前に、租税法域(以下に定義する。)の法令の改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更(本社債の最初のトランシュの発行日以降に有効となるものに限る。)の結果、発行会社が下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払義務を課されたか、将来課されることになる場合であり、かつ、

() 発行会社が、利用可能な合理的手段を用いてもかかる義務を回避できない場合

ただし、かかる償還通知は、本社債に関する支払期日が到来したならば発行会社が当該追加額を支払う義務を負う最も早い日の90日前の日までは行うことができない。

本「(B) 税制上の理由による期限前償還」に基づいて償還される本社債は、期限前償還額(以下に定義する。)で償還される。

「租税法域」とは、フランスもしくはその行政上の下位区分またはそれらの課税当局をいう。

「期限前償還額」とは、計算代理人が決定する各本社債の当該償還日における公正市場価値に相当する金額をいい、(本社債につき締結されたヘッジ契約を解除するための費用を考慮した後)かかる期限前償還がなければ当該期限前償還日以降に支払期限が到来していたはずの本社債に関する発行会社の支払義務と経済的に同等の価値を本社債権者に対して保障する効果を有する。疑義を避けるために、債務不履行事由(下記「(5) 債務不履行事由」に定義する。)の発生後における期限前償還額の算定のみにおいては、発行会社の信用力は考慮に加えないことを明記する(この場合、発行会社は本社債に関する債務を完全に履行することができるとみなされる。)。計算代理人が上記に従って決定する期限前償還額は、当該期限前償還日(同日を含まない。)までの一切の経過利息を含むものとし、発行会社は、かかる償還に関し、期限前償還額に含まれる利息のほかには、いかなる利息(経過利息であれ何であれ)またはその他何らの金額も支払うことはない。かかる計算が1年に満たない期間について行われる場合には、かかる計算は、日数調整係数に基づいて行われる。

(C) 特別税制償還

発行会社が、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払いに関する取決めにもかかわらず、租税法域の法令に基づき本社債の元利金の次回の支払いの際に、期限が到来した金額の全額を本社債権者に支払うことを禁止される場合、発行会社は、直ちに財務代理人に対しかかる事実を通知する。その上で、発行会社は、下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対し7日以上45日以内の事前の通知を行うことにより、直ちに、本社債の全部(一部は不可。)を期限前償還額で発行会社が本社債に関してその時点において期限の到来した金額の全額につき支払いを行うことができ

る最終の利払日に、償還しなければならない。ただし、当該通知の期間の経過がかかる利払日の経過後である場合、当該通知に基づく本社債権者に対する償還期限は、下記のいずれかが遅くに到来する日とする。

() 発行会社が、本社債に関し、その時点で期限が到来している全額の支払いを行うことが実務的に可能な最終日

() 上記の財務代理人に対する通知後14日目の日

(D) 規制上の理由による期限前償還

規制事由(以下に定義する。)が発生した場合、発行会社は、財務代理人および(下記「(9) 通知」に従って)本社債権者に対し30日以上45日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行うことにより、いつでも本社債の全部(一部は不可。)を償還することができる。

「規制事由」とは、発行会社および/もしくはその他の立場(発行会社のヘッジ・カウンターパーティもしくは本社債のマーケット・メーカーとしての立場を含むが、これに限られない。)におけるソシエテ ジェネラルまたは本社債の発行に関与するその関連会社(以下「規制事由関連会社」といい、発行会社、ソシエテ ジェネラルおよび規制事由関連会社のそれぞれを「規制事由関係者」という。)のいずれかに関する法令変更(以下に定義する。)が発生した後、発行日後に、以下のいずれかの事由が生じることをいう。

() いずれかの規制事由関係者が、本社債に基づく当該規制事由関係者の義務を履行し、または本社債に基づく発行会社の義務をヘッジするために負担することとなる租税公課、責任、罰金、費用、手数料もしくは規制上の資本費用(名称の如何にかかわらない。)の金額または担保提供義務が(当該事由が発生する前の状況と比較して)著しく増加すること(本社債の発行もしくは本社債に基づく発行会社の義務のヘッジに関して行われた取引の決済に係る決済条件またはかかる決済が行われないことに起因する場合を含むが、これに限られない。)

() 規制事由関係者のいずれかが、(a)本社債を保有、取得、発行、再発行、代替、維持もしくは償還すること、(b)当該規制事由関係者が本社債の発行もしくは本社債に基づく発行会社の義務のヘッジに関して利用することができる資産(もしくはかかる資産に対する持分)もしくはその他の取引について取得、保有、資金提供もしくは処分を行うこと、(c)本社債もしくは発行会社およびソシエテ ジェネラルもしくはいずれかの規制事由関係者の間で締結された契約(本社債に基づく発行会社の義務をヘッジするためのものを含むが、これに限られない。)に関する義務を履行すること、または(d)当該規制事由関係者が発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して保有する直接的もしくは間接的な持分の全部もしくは実質的な部分について保有、取得、維持、増額、代替もしくは償還を行うこと、もしくは発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して直接的もしくは間接的な資金提供を行うことが(商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず)現実的ではなく、もしくは不可能であり、もしくは違法であり、当該規制事由関係者に適用される政府機関、行政機関もしくは司法機関の法令、規則、判決、命令もしくは指令に基づいて、全面的もしくは部分的に禁止され、もしくは全面的もしくは部分的にかかる法令、規則、判決、命令もしくは指令に違反すること、または将来的にそのような事態が生じる状況になること。

() 本社債の発行に関していずれかの規制事由関係者に重大な悪影響が及び、または及ぶ可能性があること。

「法令変更」とは、()発行日後に、関連する新たな法令もしくは規則(関連する租税に係る法令もしくは規則を含むが、これに限られない。)が採択、施行、公布、実行もしくは批准されること、()発行日時点ですでに効力を生じていたが、発行日時点ではその施行もしくは適用の方法が不明もしくは不明確であった関連する新たな法令もしくは規則(関連する租税に係る法令もしくは規則を含

むが、これに限られない。)が施行もしくは適用されること、または()発行日時点で存在していた関連する法令もしくは規則が改正され、もしくは発行日時点での関連する法令もしくは規則に関する管轄権を有する裁判所、裁決機関、規制当局その他の執行、立法、司法、課税、規制もしくは行政に関する権限もしくは機能を有する政府機関もしくは政府関係機関(発行日時点で存在したものに追加され、もしくはこれに代わる裁判所、裁決機関、当局もしくは機関を含む。)による解釈、適用もしくは取扱いが変更されることをいう。

本「(D) 規制上の理由による期限前償還」に従って本社債が償還される場合、各本社債権者は、期限前償還額を受領する権利を有する。

(E) 買入れ

発行会社は、いつでも、適用法令に従って公開市場において、またはその他の方法によりいかなる価額においても本社債を買い入れる権利を有する(ただし、確定社債券の場合は当該確定社債券に係るすべての期限未到来の受領証および利札も当該本社債とともに買い入れる。)。発行会社により買入れられた本社債は、フランス財政金融法L.213-1-A条に従って、本社債の流動性を向上させることを目的として買入れ、保有することができる。発行会社は、フランス財政金融法D.213-1-A条により、本社債を購入の日から1年を超える期間保有することはできない。

(F) 消却

発行会社により、または発行会社のために消却のために買入れられた本社債はすべて直ちに(当該本社債に付属し、または当該本社債とともに引き渡される期限未到来の受領証および利札すべてとともに)消却される。買入消却された本社債は(本社債とともに消却された期限未到来の受領証および利札すべてとともに)財務代理人に引き渡され、再発行または再売却することはできず、当該本社債に係る発行会社の義務は免除される。

(3) 支払い

(A) 支払いの方法

本社債に係る支払いは、ニューヨーク所在の銀行に保有する被支払人の米ドル建て口座への振込みまたは被支払人の選択に従いかかる銀行宛の米ドル建て小切手により行われる。

本社債に関するすべての支払いは、()当該支払いを行う場所において適用される会計その他の事項に係る法令に従って行われ(ただし、下記「(7) 租税上の取扱い」の規定の適用を妨げない。)、()アメリカ合衆国内国歳入法(以下「内国歳入法」という。)第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求され、または内国歳入法第1471条ないし第1474条、同条に基づく規則もしくは契約、同条の公式解釈もしくは同条に係る政府間アプローチを施行するための法律(ただし、下記「(7) 租税上の取扱い」の規定の適用を妨げない。)に基づいて行われる源泉徴収または控除の対象となる。

(B) 本社債および利札の呈示

本社債に係る確定社債券に関する元金の支払いは(下記の規定に従い)上記(A)に規定する方法により当該確定社債券の呈示および引渡し(または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書)と引換えによってのみ行われ、確定社債券に関する利息の支払いは(下記の規定に従い)同様に利札の呈示および引渡し(または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書)と引換えによってのみ行われる。当該各支払いは、合衆国(アメリカ合衆国(その州、コロンビア特別区およびその属領を含む。以下同じ。))外の支払代理人の指定事務所においてなされる。上記(A)に基づく支払いが、本社債権者または利札の所持人の選択により小切手により行われる場合、かかる支払いは、当該被支払人が指定する合衆国外の住所地へ郵送または送付することにより行われる。振込みによる支払いは、適用ある法令に従って、直ちに使用可能な資金により、被支払人が保有する合衆国外に所在す

る銀行の口座に対して行われる。本社債または利札に係る支払いは、合衆国内における発行会社または支払代理人の事務所または代理店における当該本社債または利札の呈示によっては行われず、またかかる支払いは合衆国内の口座への振込みまたは合衆国内の住所への郵送によっても行われない。

本社債に係る確定社債券に関する元金の分割償還の支払いは、最終の支払いを除き、(下記の規定に従い)上記(A)に規定する方法により関連する受領証の呈示および引渡し(または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書)と引換えによってのみ前段落の規定に従って行われる。最終の分割償還の支払いは、上記(A)に規定する方法により当該確定社債券の呈示および引渡し(または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書)と引換えによってのみ前段落の規定に従って行われる。各受領証は、関連する分割償還の支払いのために、当該受領証に係る確定社債券とともに呈示されなければならない。当該受領証に係る確定社債券なしに呈示された受領証は、発行会社の有効な債務を構成しない。確定社債券の支払期限が到来した日に、当該確定社債券に係る期限未到来の受領証は(当該確定社債券に添付されているか否かにかかわらず)無効となり、当該受領証に係るいかなる支払いも行われない。

本社債に係る確定社債券は、当該社債券に係るすべての期限未到来の利札とともに支払いのために呈示されなければならない。これがなされなかった場合には、欠⁽¹⁾している期限未到来の利札の金額(一部支払いの場合には、かかる欠⁽¹⁾利札の金額に、かかる一部支払いの金額の支払われるべき金額に対する割合を乗じたもの)が支払われる金額から控除される。そのようにして控除された元金の各金額は、(当該利札が下記「(10) その他、(B) 消滅時効」に基づいて無効となっているか否かを問わず)当該元金に係る関連日(下記「(10) その他、(B) 消滅時効」に定義する。)から10年間が経過するまでの間、または(それよりも遅い場合には)当該利札の支払期日が到来した日から5年間が経過するまでの間いつでも、関連する欠⁽¹⁾利札の引渡しと引換えに上記の方法で支払われる。ただし、かかる期間の経過後は、かかる支払いは行われない。

本社債に係る確定社債券の償還日が利払日ではない場合は、かかる本社債に関し直前の利払日または(場合により)利息起算日(同日を含む。)より発生した利息は関連する確定社債券の引渡しと引換えによってのみ支払われる。

(C) 大券に関する支払い

大券により表章される本社債に関する元利金の支払いは、確定社債券に関する上記の規定または関連する大券に規定された方法によりかかる大券の呈示または(場合により)引渡しと引換えに(下記の規定に従い)合衆国外の支払代理人の指定事務所において行われる。各支払いの記録は、元金および利息の支払いを区別した上で、当該支払代理人によりかかる大券上に、または(必要に応じて)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの記録上になされる。

(D) 支払いに適用される一般条項

本社債の大券の所持人は、かかる大券により表章される本社債に関する支払いを受領する権限を有する唯一の者とする。発行会社の支払義務は、かかる大券の所持人に対して、またはかかる所持人の指示により支払われた各金額に関して免除される。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録上、大券により表章される本社債の一定の額面金額につき実質所持人として記載されている者は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグに対してのみ、発行会社によってかかる大券の所持人に対して、またはかかる所持人の指示により行われた支払いにおけるかかる者の持分につき請求することができる。大券の所持人以外の者は、大券に基づく支払いに関し、発行会社に対して請求権を有しない。

上記に関わらず、以下の場合には、本社債に係る元金および/または利息の米ドルによる支払いは、合衆国内の支払代理人の指定事務所において行われる。

- () 発行会社が、合衆国外に指定事務所を有する支払代理人を、当該支払代理人が支払期限において本社債の元金および利息の全額を上記の方法により当該合衆国外の指定事務所において米ドルにより支払うことができるであろうとの合理的な期待をもって選任し、
- () かかる元金および利息の全額を支払いを当該合衆国外の指定事務所のすべてにおいて行うことが違法となり、または元金および利息の全額の米ドルによる支払いもしくは受領についての為替管理その他これに類似する規制により事実上できなくなり、かつ
- () かかる支払いが、その時点において合衆国の法律上認められており、発行会社に対する税務上の不利益が生じさせないと発行会社が判断する場合

(E) 会計等に関する法令の遵守

すべての支払いは、あらゆる法域の会計その他の事項に関する法令および指令（法の適用によるものであるか、発行会社またはその代理人の契約によるものであるかを問わない。）を遵守して行われ、発行会社は、かかる法令、指令または契約により課されるいかなる性質の公租公課についても責任を負わない（ただし、下記「(7) 租税上の取扱い」の規定の適用を妨げない。）。かかる支払いに関して、本社債権者に対して何らの手数料または費用も課されない。

(F) 支払営業日

本社債、受領証または利札に関する支払期日が支払営業日（以下に定義する。）でない場合、かかる本社債、受領証または利札の所持人は、代わりに、当該地域における翌支払営業日（ただし、翌支払営業日が翌暦月になる場合は、当該地域における直前の支払営業日とする。）に支払いを受領することができる。支払期日についてかかる調整がなされた場合であっても、本社債、受領証または利札に関する支払額は、かかる調整による影響を受けない。

「支払営業日」とは、東京、ロンドンおよびニューヨークにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っており、かつTARGET2営業日である日をいう。ただし、代理契約の規定に従う。

(G) 元金および利息の解釈

本社債の元金という表現には、必要に応じ、()本社債の分割償還額、()債務不履行事由の発生または税制上もしくは規制上の理由に基づく発行会社の選択による償還により支払われる本社債の期限前償還額、()下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて元金に関して支払われるべき追加額および()本社債に基づき、または本社債に関して発行会社により支払われるべきプレミアムその他の金額（利息を除く。）を含む。

本社債の利息という表現には、必要に応じ、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて利息に関して支払われるべき追加額を含む。

(H) 通貨が取得不可能な場合

発行会社が、為替管理の導入、通貨の交換または使用停止その他の発行会社のコントロールが及ばない理由により米ドルを取得できなくなった場合、発行会社は本社債、受領証または利札の支払義務を、支払期日の4営業日前の日の正午（パリ時間）における適当な銀行間市場の米ドルによるユーロの買値のスポット為替レート（かかるスポット為替レートが当該日に取得できない場合は、取得可能な直前の日におけるスポット為替レート）により換算したユーロ建ての金額を支払うことにより履行することができる。本項に従ってユーロによって行われた支払いは、債務不履行事由を構成しない。

(I) 財務代理人および支払代理人

当初の財務代理人およびその他の支払代理人の名称および当初の指定事務所の住所は、以下のとおりである。

- 発行会社は、支払代理人を変更もしくは解任し、追加の、もしくはその他の支払代理人を任命し、または支払代理人が業務を行う指定事務所の変更を承認することができる。ただし、
- () 本社債が証券取引所に上場している、またはその他の関係当局により取引もしくは上場が許可されている限り、常に、関連する証券取引所の規則によって要求される地域に事務所を有する支払代理人(財務代理人になることができる。)が存在しなければならない。
 - () 常に欧州の都市に指定事務所を有する支払代理人(財務代理人になることができる。)が存在しなければならない。
 - () 計算代理人が存在しなければならない。
 - () いずれの欧州連合加盟国(以下「加盟国」という。)も欧州理事会命令2003/48/ECまたは当該命令を施行もしくは遵守するための法律、もしくは当該命令と適合させるために施行される法律(かかる命令または法律を、以下「EU貯蓄課税法令」という。)に基づき税金を源泉徴収または控除すべき義務を負わない限りにおいて、EU貯蓄課税法令に基づき税金を源泉徴収または控除すべき義務を負わない加盟国内に常に支払代理人が存在しなければならない。
 - () 常に財務代理人が存在しなければならない。

本社債に関する支払代理人(「支払代理人」)

名称	住所
ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト (Société Générale Bank & Trust) (財務代理人)	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市 2420 エミル ロイター アベニュー 11 (11, avenue Emile Reuter 2420 Luxembourg, Luxembourg)
ソシエテ ジェネラル (Société Générale)	フランス共和国 パリ市 9 区 ブルバール オスマン 29 (29, boulevard Haussmann 75009 Paris, France)

いかなる変更、解任、選任または交代も、(支払不能の場合を除き、かかる場合には直ちに効力を生じる。) 「(9) 通知」に従って本社債権者に30日以上45日以内の事前の通知を行った後のみ効力を生じる。

代理契約に基づく行為に関しては、支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または受領証もしくは利札の所持人に対してはいかなる義務も負わず、また代理または信託の関係を生じない。代理契約には、支払代理人と合併し、または支払代理人からすべてもしくは実質的にすべての資産の譲渡を受けた者が後任の支払代理人となることを認める規定が置かれている。

(4) 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、本社債相互間において何らの優先もなく同順位であり、発行会社の現在および将来のその他すべての未償還の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務と最低でも同順位である(ただし、当該時点において法令に基づいて存在する例外に服する。)。

(5) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由(それぞれを以下「債務不履行事由」という。)が発生した場合、本社債権者は、発行会社に対して、本社債が期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還されるべき旨の

書面による通知を行うことができ、これにより本社債は期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還される。

- () 本プログラムに基づいて発行された社債(本社債を含む。)のいずれかに係る元金または利息の支払いについて発行会社による債務不履行が発生し、かかる不履行が30日間継続すること。
- () 発行会社が本プログラムに基づいて発行された社債(本社債を含む。)に基づく、またはこれに関するその他の義務を履行せず、かかる不履行の治癒を求める通知が発行会社に到達した後60日間かかる不履行が継続すること(ただし、かかる不履行が発行会社によって治癒することができないものである場合には、かかる不履行の継続は要件とならない。)
- () 発行会社が支払不能もしくは破産の宣告もしくは何らかの破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づくその他の救済措置を求める手続を開始し、発行会社の設立地もしくは本店所在地において発行会社に対して支払不能、再生手続もしくは規制に関する主たる権限を保有する規制当局、監督当局その他これに類似の職務を有する者によって発行会社に対してかかる手続が開始され、発行会社がかかる手続に同意し、または発行会社が、自らもしくは上記の規制当局、監督当局もしくは類似の職務を有する者による解散もしくは清算の申立てに同意すること。ただし、債権者により開始された手続または債権者により行われた申立てであって、発行会社が同意していないものは債務不履行事由を構成しない。

(6) 社債権者集会および修正

代理契約は、本社債、受領証、利札または代理契約の一定の条項の変更に関する特別決議(以下「特別決議」という。)による承認を含む本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を決議する社債権者集会の招集に係る規定を定めている。かかる集会は、いつでも、発行会社または未償還額面総額の10%以上を保有する本社債権者により招集される。かかる社債権者集会における特別決議を行う定足数は、未償還額面総額の50%以上を有する本社債権者またはその代理人、延期集会においては、額面金額を問わず本社債を有する本社債権者またはその代理人とする。ただし、本社債、受領証および利札に関する一定の条項の変更(本社債の満期日の変更、本社債に係る元金もしくは利息の減額もしくは免除、本社債の支払通貨の変更、特別決議を行うための要件の変更または発行会社の株式、社債その他の債務および/もしくは有価証券を対価とする本社債の交換もしくは売却もしくはそれらへの本社債の転換もしくはこれらに対価とする本社債の消却を含むが、これに限られない(代理契約により詳細な規定がなされる。))を議事とする社債権者集会について特別決議を行うために必要な定足数は、未償還額面総額の3分の2以上を有する本社債権者またはその代理人とし、かかる集会の延期集会においては未償還額面総額の3分の1以上を有する本社債権者またはその代理人とする。社債権者集会の特別決議は、その出席の有無を問わず、本社債権者ならびに受領証および利札の所持人のすべてを拘束する。

財務代理人および発行会社は、本社債権者ならびに受領証および利札の所持人の同意なくして、本社債、受領証、利札または代理契約の変更のうち、()本社債、受領証、利札もしくは代理契約に含まれる曖昧な点もしくは瑕疵のある規定もしくは矛盾する規定を是正もしくは訂正するためのもの、もしくは形式的、軽微もしくは技術的なもの、()本社債権者および/もしくは受領証もしくは利札の所持人の利益を害しないもの(ただし、当該変更を検討する目的で本社債権者の社債権者集会が開催された場合に特別決議を要する事項に関するものでないことを条件とする。)、()明らかな誤謬もしくは証明された誤謬を是正するもの、または()法律上の強行法規を遵守するためのものに合意することができる。かかる変更は本社債権者ならびに受領証および利札の所持人を拘束し、またかかる変更は下記「(9) 通知」に従い通知される。

ルクセンブルグの営利会社に関する1915年8月10日付の法律(その後の改正を含む。)の第86条ないし第94-8条の規定は本社債には適用されない。

上記の規定にかかわらず、ルクセンブルグの営利会社に関する1915年8月10日付の法律(その後の改正を含む。以下「1915年会社法」という。)に基づく特定の要件が存在する限り、発行会社の会社としての目的、発行会社の様式もしくは発行会社の組成国を変更し、かつ/または発行会社の株主の義務を加重する本社債権者の決議は1915年会社法に従ってのみ行うことができ、また、かかる決議を行う本社債権者の集会は同法に従って招集され、開催されなければならない。

(7) 租税上の取扱い

フランスの租税

以下は、日本国の税法上ならびに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および2007年1月11日付の改正議定書(以下「租税条約」と総称する。)上の日本国居住者であり、租税条約の利益を享受する権利を有する者であって、本社債との関係で日本国外の恒久的施設または固定的拠点を通じて行為を行っていない者(以下「国内居住本社債権者」という。)による本社債の取得、保有および処分に関するフランスの租税上の重要な結果の要約である。

以下の記述は一般的な概要であり、特定の状況にある本社債権者に関連しうるフランスの税法および租税条約の全体像を示すことを意図したものではない。以下の記述は、本書提出日現在において、源泉徴収の対象となる本社債からの所得に課される税に関する情報について記載したものである。かかる情報は、本社債に関連して生じる可能性のある税制上の諸問題について、網羅的に説明することを意図したものではない。したがって、本社債への投資を検討する投資家は、本社債の購入、所有または処分に関する関連する各法域における当該投資家に対する課税関係について独自の税制上の助言を受けるべきである。

フランスの2009年第3号改正金融法(2009年12月30日付2009-1674法)(以下「本法」という。)の導入後、本社債について発行会社によってなされた利息その他の収益の支払いには、当該支払いがフランス一般租税法第238-0条Aに定められた意味におけるフランス国外の非協調国または地域(*Etat ou territoire non coopératif*)(以下「非協調国」という。)においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第125条Aに定められる源泉徴収税が課されない。本社債の支払いが非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第125条Aに基づいて75%の源泉徴収税が適用される(ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。)

さらに、当該本社債の利息その他の収益は、それらが非協調国に居住する者もしくは非協調国において設立された者に対して支払われ、もしくは生じた場合、または非協調国において支払われた場合、発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息その他の収益は、フランス一般租税法第109条に基づいてみなし配当とされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息その他の収益には、フランス一般租税法第119条第2項に基づいて定められる30%または75%の源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、本法では、社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息その他の収益の支払いを認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる社債の発行にはフランス一般租税法第125条Aに基づいて定められる75%の源泉徴収税および控除対象からの除外のいずれも適用されないと規定されている(以下「本例外」という。)。フランス税務当局の公共財政公報 税務 B01-INT-DG-20-50-20140211、B01-IR-DOMIC-10-20-20-60-20140211およびB01-ANNX-000364-

20120912に基づき、社債の発行が下記のいずれかに該当する場合、かかる社債の発行は、発行会社がかかる社債の発行の目的および効果を証明することなく、本例外の対象となる。

- () フランス財政金融法L.411-1条に定められる公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。本条において「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への発行書類の登録または提出が必要となる勧誘をいう。
- () 規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されており(ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在していない場合に限る。)、かかる市場の運営が取引業者または投資サービス業者その他これに類似する外国の事業者によって行われている場合(ただし、かかる取引業者、投資サービス業者または事業者が非協調国に所在しない場合に限る。)。
- () その発行時において、フランス財政金融法L.561-2条に定められる中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しならびに支払いのためのシステムの運営機関またはこれに類似する外国の預託機関もしくは運営機関の決済業務における取扱いが認められている場合(ただし、かかる預託機関または運営機関が非協調国に所在しない場合に限る。)。

本社債の元利金の一切の支払いは、租税法域により、または租税法域のために課され、または徴収されることのある現在または将来の一切の租税、賦課または政府課税金を控除または源泉徴収することなく行われる。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

租税法域のために控除または源泉徴収が行われる必要がある場合、発行会社は、法律により許容される限度で、租税、賦課または政府課税金の控除または源泉徴収の後、本社債権者または受領証もしくは利札の所持人が、支払期限の到来した全額を受領するために必要な追加額を支払わなければならない。ただし、次の場合には、本社債、受領証または利札に関し、かかる追加額は支払われない。

- (a) 単なる本社債、受領証または利札の所持による以外にフランスと関係を有していることを理由として、本社債、受領証または利札に関する支払いに関する当該租税、賦課または政府課税金に対する責任を負担している者が所持人である場合。
- (b) 関連日から30日以上経過した後に支払いのための呈示がなされた場合。ただし、かかる30日目の日が支払営業日であったと仮定して所持人がかかる日に支払いのために本社債、受領証または利札を呈示していたならばかかる追加額を受領する権利を有していた場合を除く。
- (c) かかる源泉徴収または控除が()貯蓄所得の課税に関する欧州理事会命令2003/48/ECもしくは当該命令を施行し、もしくは遵守するための法律もしくは当該命令と適合させるために施行された法律(欧州連合の内外を問わない。)に基づいて義務付けられる場合、または()欧州共同体とその他の国もしくは地域の間の欧州理事会命令2003/48/ECに規定された措置と同等の措置について定めた契約、もしくはかかる契約を施行し、もしくは遵守するための法律その他の規制もしくはかかる契約と適合させるために施行された法律その他の規制に基づいて義務付けられるものである場合。
- (d) かかる源泉徴収または控除が、支払いについて課されるものであって、貯蓄所得の課税に関する欧州理事会命令2003/48/ECに規定された原則と類似の原則(特に、支払代理人等の発行会社以外の者に租税の源泉徴収または控除を行わせる原則)に従った支払いに関する課税を定めたスイスにより施行される法律に基づいて義務付けられるものである場合。
- (e) 欧州連合加盟国内の他の支払代理人に対して本社債、受領証もしくは利札を呈示することにより、かかる源泉徴収もしくは控除を回避することのできたであろう所持人によって、またはかかる所持人のために支払いのための呈示がなされた場合。

日本国の租税

居住者または内国法人である投資家および国内に恒久的施設を有しない非居住者または外国法人である投資家に対する本社債の課税上の一般的な取扱いは以下のとおりである。なお、本社債に投資する投資家は、各自の状況に応じて、本社債の課税関係、本社債に投資することによるリスクおよび本社債に投資することが適当か否かについては、各自の会計・税務専門家等に相談する必要がある。また、以下は日本の租税に関する本書提出日現在の現行法令に基づく本社債の課税上の取扱いを述べたものであり、将来、法令改正等が行われた場合には、取扱いが異なる可能性があることに留意が必要である。

現行法令上、本社債は外国法人が日本国外で発行した利付の社債として取り扱われるのが相当であると考えられるが、本社債の性格、投資家の状況等から、日本の税務当局により上記と異なる取扱いをされた場合には、本社債の投資家に対する課税上の取扱いは以下に述べるものと異なる可能性があることにご注意されたい。

(a) 居住者に対する課税上の取扱い

() 利息に対する課税

本社債の利息は、現行法令の定めるところにより、一般的に利子所得として課税されるものと思われる。居住者が租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じて本社債に係る利息の支払いを受ける場合には、支払いを受けるべき金額（外国所得税が課されている場合には、その金額を加算した金額）につき、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われ、課税関係が終了する。当該利息について外国所得税が課されている場合には、源泉徴収時に日本の源泉税額を限度として、当該外国所得税は日本の源泉税額から控除され、超える金額はないものとされる。なお、2037年12月31日までの間に生ずる利息に課される所得税の額（外国所得税が課されている場合は、その金額を控除した金額）に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課され、所得税の額とあわせて源泉徴収される。

2016年1月1日以後に支払いを受けるべき本社債の利息については、居住者が租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じて本社債に係る利息の支払いを受ける場合には、支払いを受けるべき金額（外国所得税が課されている場合には、その金額を控除した金額）につき、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われる。居住者は、申告不要制度または申告分離課税（上場株式等に係る配当所得等）を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、利子所得の金額に対し20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用される。なお、2037年12月31日までの各年分の所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。また、個人投資家が申告分離課税を選択する場合には、本社債の利息と上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能である。本社債の利息に外国所得税が課されている場合には、一定の条件のもと外国税額控除の対象とすることができる。

居住者が本社債に係る利息を租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じないで受け取る場合には、源泉徴収は行われませんが、所得税法上の所得として総合課税の対象となる。2016年1月1日以後に支払いを受けるべき利息については、上場株式等に係る配当所得等として申告分離課税の対象となる。

() 譲渡に対する課税

一般に、社債の譲渡による譲渡益は、割引の方法により発行される公社債に類するもの等一定のものを除き非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとみなされる。

本社債については、割引の方法により発行される公社債に類するもの等に該当しないと認められる限り、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとみなされると考えられる。ただし、本社債は、租税特別措置法第37条の16第1項に列挙される割引の方法により発行される公社債として取り扱われる（本社債が、利子が支払われる公社債のうち「その利子の利率が著しく

低いものとして財務省令で定めるもの」に該当する場合を含む。)可能性があり、その場合、本社債の譲渡による所得は、譲渡所得として総合課税の対象となる。

2016年1月1日以後に行われる本社債の譲渡による譲渡益については、原則として上場株式等に係る譲渡所得等として20%(所得税15%および地方税5%)の税率により申告分離課税の対象となる。なお、2037年12月31日までの各年分の上場株式等に係る譲渡所得等に課される所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。

2016年1月1日以後に、本社債の譲渡を行うに際して譲渡損が生じた場合は、申告分離課税の適用上、他の上場株式等に係る譲渡所得等との相殺は認められるが、上場株式等に係る譲渡所得等の合計額が損失となった場合は、その損失は他の所得と相殺することはできない。ただし、以下の特例の対象となる。

- (イ) 本社債の譲渡により生じた譲渡損失のうちその譲渡日の属する年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、一定の条件のもとその年の翌年以後3年内の各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除が認められる。
- (ロ) 本社債の譲渡により生じた譲渡損失のうちその譲渡日の属する年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、申告を要件に当該損失をその年分の上場株式等に係る配当所得等の金額(申告分離課税を選択したものに限り)から控除することが認められる。

() 償還に対する課税

本社債の償還が行われた場合で、(償還時の為替相場により円換算した)償還額が取得価額を超える場合のその差額は、原則として償還差益(または為替差益)として取り扱われ、所得が日本国の居住者たる個人に帰属する場合は、所得税法上の雑所得に該当し、総合課税の対象となると考えられる。本社債の償還が行われた場合で、(償還時の為替相場により円換算した)償還額が取得価額を下回る場合のその差額は、日本の税法上、明確な規定がないため、まったく疑義なしとはしないが、課税所得の計算上ないものとして取り扱われる可能性がある。

2016年1月1日以後、本社債の元金の償還により交付を受ける金額は本社債の譲渡に係る収入金額とみなされて、上記()に記載の2016年1月1日以後の取扱いと同様に課税される。

(b) 内国法人に対する課税上の取扱い

() 利息に対する課税

内国法人が租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じて本社債に係る利息の支払いを受ける場合には、支払いを受けるべき金額(外国所得税が課されている場合には、その金額を加算した金額)につき、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により源泉徴収が行われる。

当該利息は、原則として発生主義により、内国法人の課税所得の計算上、益金の額に算入されることになる。内国法人は、上記で徴収された源泉税について所得税額控除および利子割の控除の適用を受けることができる。外国所得税が課されている場合は、一定の要件の下で、外国税額控除の適用を受けることができる。

2037年12月31日までの間に生ずる利息に課される所得税の額(外国所得税が課されている場合は、その金額を控除した金額)に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課され、所得税の額とあわせて源泉徴収されるが、この復興特別所得税は、2014年4月1日以降、復興特別法人税が廃止された後においても、内国法人の法人税の申告上、所得税の額とみなされて、法人税からの税額控除の対象となる。

内国法人が、一定の金融機関または公共法人等である場合には、一定の要件の下に、当該内国法人が引き続き所有していた期間に対応する利息の金額については源泉徴収は行われない。

内国法人が本社債に係る利息を租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じないで受け取る場合には、源泉徴収は行われないが、当該内国法人の課税所得の計算上、益金の額に算入されることになる。

2016年1月1日以後に支払いを受けるべき本社債の利息について、内国法人が租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じて本社債に係る利息の支払いを受けると場合には、支払いを受けるべき金額(外国所得税が課されている場合には、その金額を控除した金額)につき、所得税15.315%(復興所得税を含む。)の税率により源泉徴収が行われる。

() 本社債の期末時の評価

本社債が売買目的有価証券に該当する場合は、期末時に本社債を時価評価する。当該金額と帳簿価額との差額に相当する金額は、課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入される。

本社債が売買目的外有価証券に該当する場合で、会計上、本社債に係る取引を社債に係る取引とデリバティブ取引に区分せず、一括して処理している場合には、税務上もこの処理に従い、取得価額で評価する。一方、会計上、継続的に組込デリバティブ取引が普通社債部分から区分して損益認識されるときは、税務上も、当該区分処理が認められる。

() 譲渡に対する課税

内国法人が、本社債を譲渡した場合は、譲渡対価から本社債の帳簿価額および譲渡費用を控除して計算した差額が譲渡損益として、当該内国法人の譲渡の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

() 償還に対する課税

本社債の償還が行われた場合は、(償還時の為替相場により円換算した)償還金額から本社債の帳簿価額を控除して計算した差額(ただし、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差損益の算出方法は異なる可能性がある。)が、当該内国法人の償還の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

(c) 非居住者および外国法人に対する課税上の取扱い

非居住者および外国法人が支払いを受ける本社債の利息および償還差益ならびに本社債を譲渡したことにより生ずる所得については、当該非居住者および外国法人が国内に恒久的施設を有しない場合は、原則として日本において課税されないことになる。

(8) 準拠法および管轄裁判所

(A) 準拠法

代理契約、約款、本社債、受領証および利札ならびにそれらに起因または関連する契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に基づき解釈される。

(B) 管轄裁判所

発行会社は、本社債権者ならびに受領証および利札の所持人の利益のために、英国の裁判所が本社債、受領証および/または利札に起因または関連して生じうる紛争を解決する専属的管轄権を有することに取消不能の形で合意し、それに伴って英国の裁判所の専属的管轄権に服する。

発行会社は、英国の裁判所が不都合な裁判地であること、または管轄違いであることを理由として英国の裁判所に対して異議を申し立てる権利を放棄する。法律により認められる範囲で、本社債権者ならびに受領証および利札の所持人は、本社債、受領証および利札ならびに本社債、受領証および利札に起因または関連して生じる発行会社に対する訴訟、法的措置または手続(以下「関連手続」と総

称する。)について、管轄権を有するその他の裁判所に提起し、または申し立てることができ、複数の法域において同時に関連手続の提起または申立てを行うことができる。

発行会社は現在EC3N 4SG ロンドン、タワーヒル41 SGハウスに所在するソシエテ ジェネラル・ロンドン支店(以下「SGLB」という。)を訴状送達代理人として任命している。SGLBが訴状送達代理人を辞任した場合または英国での登録を取り消された場合、発行会社は他の者を英国における訴状送達代理人に任命することに合意している。本項の記載は、法律で認められるその他の方法によって訴状を送達する権利に影響を及ぼさない。

発行会社は、代理契約および約款において、上記とほぼ同様の条項により、英国の裁判所の管轄に服することに合意し、訴状送達代理人を任命している。

(9) 通知

本社債に関するすべての通知は、ヨーロッパで一般に頒布されている主要な英字の一般日刊紙(「フィナンシャル・タイムズ」が予定されている。)に掲載された場合に有効になされたものとみなされる。

発行会社は、通知が、その時点で本社債が上場する規制市場その他の証券取引所において適用され、または本社債の取引を許可する関係当局が定める規則および規定に従う方法をもって適法に行われるようにする。かかる通知は新聞に最初に掲載が行われた日に、または複数の新聞への掲載が要請される場合には、要請される新聞のすべてに掲載が行われた最初の日になされたものとみなされる。

確定社債券が発行されるまで、本社債を表章する大券がすべてユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有されている限り、かかる新聞における掲載は、それらの機関による本社債権者への伝達のためのユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対する関連する通知の交付に代えることができ、加えて本社債が規制市場その他の証券取引所に上場され、または関係当局によりその取引を許可され、かつ当該規制市場、証券取引所または関係当局の規則が要求する限り、当該通知はこれらの規則に従って公表される。かかる通知は、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対して当該通知がなされた日において本社債権者に対してなされたものとみなされる。

本社債権者が行う通知は、書面により(確定社債券の場合には)当該本社債とともに財務代理人に提出することによりなされなければならない。本社債が大券により表章されている場合は、かかる通知は、本社債権者により財務代理人およびユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグが当該目的のために同意する方法で、ユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグを通じて財務代理人に対して行うことができる。

(10) その他

(A) 代わり社債

本社債、受領証または利札が紛失し、盗取され、切断され、汚損し、または毀損した場合、財務代理人の指定事務所において、関連する証券取引所の要件およびすべての適用ある法令に基づき、申請者によるそれに関して発生した費用の支払いおよび発行会社が合理的に要求する証拠、担保、補償等を提供することにより、取り替えることができる。汚損または毀損した本社債、受領証または利札は代替物が発行されるまでに引き渡されなければならない。紛失または盗取の場合の本社債、受領証および利札の取替えは、ルクセンブルグの無記名式有価証券の非任意的な占有喪失に関する1996年9月3日付の法律(その後の改正を含む。以下「1996年非任意占有喪失法」という。)の手続に服する。

(B) 消滅時効

関連日の後、元金については10年間、利息については5年間、元金および/または利息に関する請求を行わない場合、本社債(ならびに関連する受領証および利札)は無効となる。

1996年非任意占有喪失法により、()本社債について異議が申し立てられ、かつ()本社債が失権(1996年非任意占有喪失法に定義される。)する前に本社債の期限が到来した場合、本社債に基づいて支払われるべき(しかし、いまだ本社債の所持人に支払われていない)金額の支払いは、異議が取り下げられ、または本社債の失権がなされるまでの間は、ルクセンブルグの委託基金(Caisse des consignations)に対して行わなければならない。

「関連日」とは、関連する支払いに関する期限が最初に到来する日をいう。ただし、財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員の全額を受領していなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ上記「(9)通知」に従いその旨の通知が本社債権者に対して適法になされた日をいう。

(C) 追加発行および統合

発行会社は随時本社債権者または受領証もしくは利札の所持人の同意なくして本社債とすべての点で同順位かつ同様の要項(発行日、利息起算日、発行価格ならびに/または初回利払いの金額および日付を除く。)で社債を追加発行でき、かかる追加発行された社債は発行済の本社債と統合され、単一のシリーズをなす。

(D) 本社債の様式

(イ) 大券

本社債は、当初仮大券の様式により発行される。本社債に係る大券は、当該時点におけるユーロクリアまたは(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグの規則および手続に従ってのみ譲渡することができる。

ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有される大券について、本社債の要項に従って支払期限が到来し、支払いが行われる場合、または満期日が到来した場合であって、支払われるべき金額の全額に係る本社債の要項に従った支払いが持参人に対して行われていないときには、大券は無効となる。それと同時に、本社債(確定社債券を除く。)に係る口座記録が行われているユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグの口座保有者は、約款に基づいてユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグにより提供される口座証明書を根拠として、発行会社に対して直接請求を行う権利を有する。

(ロ) 非米国人による実質所有の証明

本社債が仮大券によって表章されている間は、本社債に関して交換日(以下に定義する。)よりも前に支払期限を迎える元金、利息その他の金額の支払いは、本社債の持分の実質所有者が米国人または米国人に再販売するために購入した者ではない旨の証明書(米国財務省規則により要求されるもの。様式が提供される。以下「非米国証明書」という。)をユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグが受領し、ユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグが類似の証明書(当該機関が受領した非米国証明書に基づくもの)を財務代理人に対して交付している場合に限り、行われる。

交換日以降、本社債に係る仮大券の持分は、当該仮大券の要項に従い、米国財務省規則の要求に基づいて、上記の実質所有に係る非米国証明書と引換えに(ただし、かかる非米国証明書が上記の規定に従ってすでに交付されている場合を除く。)請求により(無料で)恒久大券の持分に交換することができる。本社債に係る仮大券の恒久大券の持分への交換は、本社債に係る確定社債券がいまだ発行されていない場合にのみ行われる。本社債に係る確定社債券がすでに発行されている場合には、本社債に係る仮大券は、その要項に従って確定社債券にのみ交換することができる。本社債に係る仮大券の保有者は、適正に非米国証明書を提出したにもかかわらず仮大券の

恒久大券の持分または確定社債券への交換が不適切に留保または拒絶された場合を除き、交換日以降に支払期限を迎える利息、元金その他の金額の支払いを受ける権利を有しない。

本社債に係る恒久大券に係る元金、利息その他の金額の支払いは、ユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグを通じて、その所有者に対して、またはその所有者の指図により(当該恒久大券の呈示または(場合により)引渡しと引換えに)支払われる。ただし、非米国証明書の提出は要求されない。

「交換日」とは、()本社債に係る仮大券の発行後40日を経過した時点および()本プログラムに係るディーラーが本社債の販売が完了したと証明した後40日が経過した時点のいずれか遅い方の直後の日をいう。

(八) 約款

本社債に係る大券の支払期限が、その要項に従って到来した場合、または本社債に係る満期日が到来した場合であって、当該大券の要項に従った全額の支払いが行われていないときには、当該大券は、その日の午後8時(ロンドン時間)に無効となる。それと同時に、ユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグの口座において当該大券に係る持分の口座記録が行われている所有者は、約款の規定に基づき、かかる規定に従って、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグが提供する口座証明書を根拠として、発行会社に対して直接訴求する権利を取得する。

(二) 交換事由の発生による交換

「交換事由」とは、以下のいずれかの事由をいう。

- () 債務不履行事由が発生し、継続していること。
- () ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグがともに連続する14日以上営業を停止し(休日、法律上の理由等による場合を除く。)、または営業を恒久的に停止する意思を公表し、もしくは実際に営業を恒久的に停止し、かつ後継の決済機関が利用できない旨の通知を発行会社が受けること。
- () 発行会社が、本社債に係る次回の支払いの際に、上記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額を支払うことが要求されるが、本社債が確定社債券であればかかる支払いが不要であること。

交換事由のいずれかが生じ、本社債に係る恒久大券の規定に従い、かかる恒久大券の持分の所有者の指示に従って行動するユーロクリアおよび/もしくは(場合により)ユーロクリア・ルクセンブルグから、もしくはかかるユーロクリアおよび/もしくは(場合により)ユーロクリア・ルクセンブルグのために財務代理人が60日以上の前書の書面による通知を受領した場合、または上記()の交換事由が生じ、発行会社が財務代理人に対して60日以上の前書の書面による通知を行った場合、かかる恒久大券の全部(一部は不可。)が、(無料で)受領証および利札が付された確定社債券に交換される。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ペイルイン規制

BRRD(以下に定義する。)の施行に先行して制定された銀行業務の分離および規制に関する2013年7月26日付フランス法(loi de séparation et de régulation des activités bancaires)(以下「SRAB法」という。)は、フランス健全性監督・破綻処理当局(Autorité de contrôle prudentiel et de résolution)(ACPR)に名称変更されたフランス健全性監督当局の新たな破綻処理委員会に破綻処理の権限を付与することを内容とする、フランスの信用機関および投資会社に適用される破綻処

理に関する枠組等を設定した。SRAB法により、フランスの破綻処理委員会は、金融機関が存続不能な段階に達した場合に、自己の裁量で、第三者または承継金融機関への株式または資産の譲渡等の破綻処理措置を講じることができる。同委員会はまた、株式資本を消却または減額し、その後の必要に応じて、超劣後債、持分証券(titres participatifs)および継続企業を前提に損失を吸収する旨規定されたその他の低順位の劣後債の減額、消却または株式への転換を行い、続いてその他の劣後性金融商品の減額、消却または株式への転換を行うことができる。

2014年7月2日、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組を設定する欧州議会および欧州連合理事会の指令2014/59/EU(以下「BRRD」という。)が施行された。EU加盟国は、BRRDを各国の国内法として施行しなければならない。BRRDは、経営状態の悪化した金融機関の重要な金融機能および経済機能の継続を確保するべく十分に早急かつ迅速な介入を行うための信頼できる手法を当局に提供し、その一方で、金融機関の破綻による経済システムおよび金融システムへの影響を最小限にすることを目的としている。

BRRDには、以下の4つの破綻処理方法および権限が含まれており、関連する破綻処理当局が(a)金融機関が破綻しているかまたは破綻する可能性が高く、(b)他の私的または監督的な手段によってかかる金融機関の破綻を合理的な期間内に回避できる合理的な見込みがなく、かつ(c)破綻処理措置が公共の利益に資すると判断した場合に、これらを単独でまたは組み合わせて利用することができる。

- () 事業の売却 - 破綻処理当局は、金融機関の売却またはその事業の全部もしくは一部の売却を商業的条件のもとに行うことを指示することができる。
- () 承継機関の設立および利用 - 破綻処理当局は、金融機関の事業の全部または一部を「承継機関」(かかる目的のために設立された、全部または一部が公的管理下にある機関)に譲渡することができる。
- () 資産分離 - 破綻処理当局は、減損資産または問題のある資産の価値を、最終的に売却することまたは計画的に縮小することを通じて最大化することを目的に、1つまたは複数の公的な資産管理機関に譲渡することができる(この方法は、他の方法と組み合わせる場合にのみ利用することができる。)
- () ベイルイン - 破綻処理当局は、破綻金融機関の無担保債権者の請求権の額を減じ、無担保債権に係る請求権を株式に転換することができる。かかる株式もまた、一般的なベイルイン ツールの将来の適用の対象となる可能性がある。

BRRDはまた、財政的安定を確保しながら上記の破綻処理方法を可能な限り最大限に評価し利用した後、最後の手段として、追加的財政安定化手法を通じて特別に公的な財政支援を提供する権利を加盟国に付与する。これには、公的な資本支援および一時的な国有化の手法が含まれる。かかる特別な財政支援は、EUの国家補助の枠組に従って提供されなければならない。

金融機関は、継続的な許認可の要件に違反しているかもしくは近い将来において違反する可能性が高い場合、資産が負債を下回っているかもしくは近い将来において下回る可能性が高い場合、支払期限に債務の弁済ができない状態にあるかもしくは近い将来において弁済ができない可能性が高い場合、または(限られた状況を除き)臨時の公的な財政支援が必要となる場合において、破綻しているかまたは破綻する可能性が高いとみなされる。

ベイルインを適用する場合、破綻処理当局は、まず普通株式Tier 1の減額または消却を行い、その後、その他Tier 1金融商品の減額または消却、さらに、必要かつ可能な限度において、Tier 2金融商品およびその他劣後債務の減額、消却または転換を行わなければならない。かかる減少額が必要額を下回る場合に限り、破綻処理当局は、必要な限度において、通常の破産手続における請求権の優先順位に従って、無担保債権者に対して支払われるべき元本または支払残高を減額または転換する。

BRRDは、加盟国が、遅くとも2016年1月1日から適用される予定の優先債務に関するペイルイン ツールを除き、2015年1月1日までにBRRDを適用しなければならない旨を規定している。BRRDに規定される権限によって、一定の状況において債権者の権利に影響が及ぶばかりでなく、信用機関および投資会社の運営方法にも影響が及ぶ。

EU加盟国においてBRRDが施行された場合、本社債が優先債務に関するペイルイン ツールの適用を受けて減額または株式に転換される可能性があり、その結果、かかる本社債権者はその投資の一部または全部を失う可能性がある。BRRDに基づく権限の行使またはかかる権限行使の示唆により、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値および/または発行会社が本社債に係る義務を履行する能力に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

欧州議会および欧州連合理事会の2014年7月15日付規則806/2014/EUにより、銀行同盟(ユーロ圏およびユーロ圏以外のEU加盟国)のための単一破綻処理制度(SRM)が創設された。この規則により、破綻処理の権限が一元化され、単一破綻処理理事会および各国の破綻処理当局に付与される。SRMは、2016年1月1日までに(フランスを含む)EU加盟国に直接かつ完全に適用される予定である。これにより、銀行同盟におけるペイルインを含む破綻処理制度の完全な一致が保証される。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他の記載事項】

目論見書の表紙には、発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称ならびに売出人および売出取扱人の名称が記載される。

目論見書の表紙の裏面には、以下の文言が記載される。

「本社債の元利金は米ドルで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。また、本社債の分割償還額は、米ドル/円の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売出社債のその他の主要な事項」をご参照ください。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

(事業年度 自 平成25年1月1日) 平成26年5月28日
((2013年度) 至 平成25年12月31日) 関東財務局長に提出。

2 【四半期報告書又は半期報告書】

(事業年度 自 平成26年1月1日) 平成26年9月30日
((2014年度中) 至 平成26年6月30日) 関東財務局長に提出。

3 【臨時報告書】

該当事項なし。

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

該当事項なし。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書(以下「有価証券報告書等」と総称する。)の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

該当事項なし。

第五部 【特別情報】

該当事項なし。